



消防だより

12月の広報テーマ
「住宅防火対策の推進」

119

放火による 火災を防ごう

放 火火災は、生活の基盤である住宅を無差別に焼失させます。平成15年中の放火（放火の疑いを含む）による火災件数は13、982件で、総出火件数56、329件の24・8%をしめ、昭和60年以降火災原因のワーストワンになっています。放火を防ぎ、被害を軽減するには



- ・センサー付き照明器具など放火行為を威嚇する機器
- ・住宅用火災警報器など、放火火災の早期に見つける機器
- ・住宅用火災警報器など、放火火災による被害を軽減する機器
- ③自動車やバイク、自転車などのボディーカバーは、燃えにくい「防炎品」を使う。
- ④古新聞・ダンボール、古材などの不用品は、整理整頓して保管し、燃えやすい物を家の周りに置かない。また、敷地外周囲の可燃物にも注意する。
- ⑤特に共同住宅では、廊下・階段・敷地内などの共用部分の管理を徹底し、掲示板の張り紙の整理整頓をする。
- ⑥ゴミは、決められた日時に出すようにする。
- ⑦外出時や就寝時は、玄関や窓等を必ず施錠する。また、門扉、通入口、車庫、物置などの出入口は、使用してないときは必ず施錠しておく。
- ⑧外出時には、隣近所に一声掛けて協力を求める。

新しの「詐欺」札帳で続発 住宅用火災警報器販売

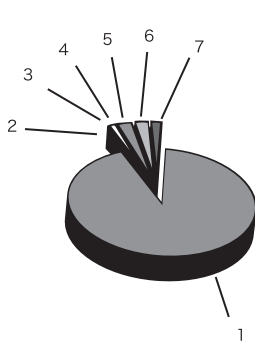
「消防署」をかたり、市価よりも高額な住宅用火災警報器を売りつける業者が東京で「出沒」していることを以前にお伝えしましたが、最近、札幌市で警報器の設置義務付けに目をつけた悪質商法が確認されました。



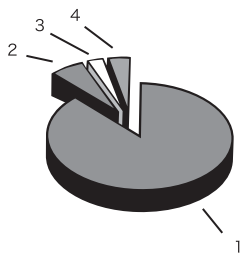
悪質商法の手口は次のとおりです。

- 「消防署の方からきました。警報器設置が義務付けられたので確認させてください。」
 - 「消防の許可を得て町内を回っています。」
 - 「消防庁の下請けの〇〇です。」
- 中には、消防職員と同じように青の作業服を着ている業者もいるようですが、消防署の職員

西胆振消防組合 平成16年度決算のあらまし



〔収 入〕		
1.	消防負担金	8億6,708万4千円
	(内訳) 虻田町	8億 295万4千円
	豊浦町	2億9,040万8千円
	壮瞥町	1億8,260万7千円
	洞爺村	1億5,995万3千円
	大滝村	8,663万2千円
2.	使用料及び手数料	8,335万4千円
3.	国庫支出金	43万4千円
4.	財産収入	756万1千円
5.	繰入金	115万1千円
6.	繰越金	2,224万3千円
7.	諸収入	1,779万6千円
		1,494万5千円



〔支 出〕		
1.	消防本部（署）支署関係費	8億5,200万8千円
	議員・監査委員関係費	7億4,277万4千円
	職員給関係	87万2千円
	基金積立金	6億4,865万1千円
	その他	1,406万4千円
2.	消防団関係費	7,918万7千円
3.	消防施設整備関係費	5,276万1千円
4.	公債費	2,279万6千円
		3,367万7千円

が訪問販売することはありません。また、写真のような正規商品であっても、法外な値段で訪問販売することが考えられます。ご自分で事前に市場（ホームセンターなど）の価格を調べておくことも大切です。不審な業者が家や店にきたら、まず近くの消防署に相談してください。



統一標語は「あなたです火のあんくらひの 見はり役」